

## 第2号議案

### 新潟県農業再生協議会規約の一部改正について

新潟県農業再生協議会が、肥料価格高騰対策事業を新潟県協議会として実施することを踏まえ、別紙のとおり改正を行う。

新潟県農業再生協議会規約 新旧対照表

(下線は改正部分)

改正後	現 行
<p>(別紙1)</p> <p style="text-align: center;">新潟県農業再生協議会規約</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日制定 平成18年4月25日改正 平成19年3月27日改正 平成20年12月18日改正 平成21年4月21日改正 平成22年9月15日改正 平成23年5月31日改正 平成23年9月21日改正 平成25年4月26日改正 平成28年4月25日改正 令和3年5月31日改正 <u>令和4年9月〇日改正</u></p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 [略] (事業)</p> <p>第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 [略] <u>(7) 肥料・燃油価格高騰等に対する経営支援に関すること。</u> (8) その他県協議会の目的を達成するために必要なこと。 2 [略]</p>	<p>(別紙1)</p> <p style="text-align: center;">新潟県農業再生協議会規約</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日制定 平成18年4月25日改正 平成19年3月27日改正 平成20年12月18日改正 平成21年4月21日改正 平成22年9月15日改正 平成23年5月31日改正 平成23年9月21日改正 平成25年4月26日改正 平成28年4月25日改正 令和3年5月31日改正</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 [略] (事業)</p> <p>第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 [略] <u>[新設]</u> (7) その他県協議会の目的を達成するために必要なこと。 2 [略]</p>
<p style="text-align: center;">第2章 会員等 ～第9章 雑則</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">第2章 会員等 ～第9章 雑則</p> <p>[略]</p>